

未査定液体物質の査定結果（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の 実施結果について

1. 意見募集の概要

未査定液体物質の査定結果（案）について、意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成 28 年 8 月 9 日（火）～9 月 7 日（水）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見募集の実施結果

○意見提出者数：1 名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
民間事業者	1
合計	1

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない

3. 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

意見の要旨	意見に対する考え方
今般査定された共重合体は固体であると考えられるが、査定対象となった理由を教えてください。	今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 9 条の 6 第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣に対し輸送に係る届出があった未査定液体物質は、ばら積み貨物として輸送される際は、共重合体を水に分散させた液体物質であるため、同法第 9 条の 6 第 3 項の規定に基づき査定しました。